

平成 30 年 9 月 13 日

宗務支所長様

災害対策本部本部長
栗原正雄

妙心寺派災害救援金について

謹啓 時下初秋の候 尊堂益々ご清祥にてご接化の条、法幸無量に存じます。

平素は本派のためにご尽力を賜り誠に有り難く厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、9月6日現在で、368件、24,069,764円を頂戴しております。

本救援金は9月末日をもって確定され、西日本豪雨災害により被災されたご寺院様、花園会員様への配布の準備を事務局にて進めております。

しかしながら、台風21号、北海道地震等の自然災害が多発しておることを考慮し、西日本豪雨災害以外で被災された方々への救援金募集を10月1日から年内まで「平成30年自然災害救援金」として継続することが災害対策本部において決定されました。何卒ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、一括罹災届は臨済宗妙心寺派災害見舞基金規定第十二条により

「当該部内花園会員に於ける被災の状況を克明に記載した罹災届を3ヶ月以内に宗務所を通じて進達」となっておりますので、今一度貴部内にご周知くださいますようお願い申し上げます。

謹白